

水道事業の基盤強化方策の検討の方向性について
(論点及び第3回検討会意見)

I 総論

- 1 厚生労働省におけるこれまでの対策は、水道ビジョン策定の推進や各種ツールの提供等を通じて、水道事業体職員の理解を促し、課題に対して自発的に取り組むことを促すものや、予算措置により一定の行動の誘導を図るものであったが、こうした働きかけを長年に亘り続けているものの未だ課題解決には至っていない。

水道事業体における検討を助ける各種ツールの提供はある程度揃ってきた状況にあると考えられ、また、予算措置による誘導には自ずと一定の制限があることを踏まえると、水道事業体における対応を一層促進するために、新たな手法を加えるべきではないか。

【新たな手法の例】

- ・ 危機感や競争意識を抱いていただけるような形での情報発信や働きかけ
- ・ 技術管理者のみならず、首長や事業管理者への働きかけ
- ・ 法令上の義務付け

【主なご意見】

- 情報発信やデータ公表によって危機感や競争意識を抱かせるためには、基準の設定や、各事業体の状況を評価する第3者が必要。
- 情報発信やデータ公表によって危機感や競争意識を煽る方法は、事業体数が多すぎる現状では効果が限定的ではないか。事業体数は約1,400もあり、どこと比較してよいかわからない状態になると思われる。
- 本資料に掲げられたいずれの論点についても、記載のとおりと考える。しかしながら、これまでそれらの課題について解決が図られてこなかったのには理由があり、最も大きな問題は、いずれの事業体においても「解決策を考えてこなかったから」であると考え。我々の地域では、若い職員に「退職金は出せないかもしれない」といった直感に訴える問題提起を行って検討の席に着かせた。また、議論を行う際には、都道府県が中心となって進めること

が効果的。

- 法改正や交付要綱の改正が必要。
- 交付金の申請事務もできないほどに人員体制の脆弱な事業体がある。金利優遇や税制優遇によって、申請等を行わずとも自動的に財政支援される仕組みは考えられないか。
- 下水道は国庫補助の効果が大きい。水道でも財政支援がないと実際には動かないと考えられる。ただし、努力しないと支援が受けられない形とすべきである。
- 手上げ式権限移譲に手を挙げてこないような都道府県の水道事業をどう基盤強化するかが大きな課題。我々の地域では県の動きが鈍かったため、中核的な水道事業体が動き、関係する市町村の首長を集めて水道の置かれた厳しい状況を説明し、理解を得ることから始めた。一般には、都道府県がリーダーシップを取って指導することが好ましいと考える。

2 水道法は、水道の普及率が低い時代に、水需要増加を想定し、整備普及を図ることを想定して作られた法律である。普及率が97.7%に達し、人口減少に伴い、整備普及段階から水需要減少の段階に至った現在の状況とは、そぐわない部分もあるのではないか。その他気候変動による災害の増加や水循環基本法の制定なども踏まえ、現在の課題に対応できるような形に改めるべき点はないか。

【主なご意見】

- これまでの水道行政は、比較的大きな事業体を対象に、さらに内容の向上を図ることに軸足を置いてきた感があるが、いずれの課題も経営状況の悪化に起因するものであり、今後はこれまでの施策に着いてこられなかった中小事業体をどうカバーするかに重点を移すべきと考えられる。

Ⅱ 各論

(1) 水道施設の整備維持関係

- 1 管路の老朽化・水道施設の耐震化対策については、水道施設の昭和 40-50 年代の建設投資のピークから 40 年（管路の法定耐用年数）が経過していることや、今後の人口減少に伴う収入減を考えると、少なくとも耐震性の低い管路の更新については、待ったなしの対応が求められていると考えられる。

水道事業体において、今すぐにも対策の検討に着手してもらう必要があるのではないか。そのためにどのような取組を取り得るか。

（資料 2-2 関連頁：p. 6 以下同様に表記）

【主なご意見】

- 余力のあるうちに、早め早めに対策を行うことが重要。
- 30-50 年先を見据えた設備投資が可能となるような基準・指標が欲しい。どれぐらいの基準の整備を行っていれば今後は良いのだというものが欲しい。今は腹一杯の原単位である。ここも人口減少に合わせて見直したらどうか。将来を見据えたら全国的にもったいないことをしているのではないか。

- 2 水道施設の管理運営を長期的な視点に立って持続可能な形で行うためには、アセットマネジメントを実施し、結果に基づいた経営を行うことが必須である。アセットマネジメントの実施と結果の活用を一層推進する方策はないか。

（p. 73～76）

(2) 水道料金関係

- 1 適切な水道料金とはどのようなものか。水道事業体は地方公営企業として、原則として独立採算による事業運営が求められており、給水原価が供給単価を上回る状況が続き、料金収入で事業運営がまかなわれない状態となっているのは問題なのではないか。（p. 25）

- 2 水道料金を、施設の更新需要に対応しうるよう適切な資産維持費を盛り込んだものとするためには、どのような対策があるか。水道料金に資産維持費を盛り込むべきとの考えを浸透・普及させるにはどうすればよいか。

（p. 27～29）

【主なご意見】

- 資産維持費の考え方を普及させることは非常に重要。ただし、その水準については、現時点では日本水道協会の「水道料金算定要領」で示されているだけであり、法的拘束力を与えることが必要。

なお、「水道料金算定要領」では、資産維持費として資産に対して一定率を設定する形を取っているが、昭和 32 年通知や地方公営企業会計においては資本に対して一定率と設定されており、不整合が生じているため整理が必要。また、先般改正された新地方公営企業会計との適合性も今後精査する必要（給水原価の算定方法も変更されている）。

- インフラ維持にコストがかかることは理解するが、1 万円を大きく超えるような水道料金については、住民として受け入れがたいものがある。
- 水道法第 1 条の「低廉」という言葉が、事業者において様々な施策を検討する際の足かせとなっている。さらには「豊富」という言葉も変えた方がよいと考える。
- 電気やガスの料金は、いわゆるヤードスティック方式（複数の事業者のコストを比較して基準となる標準コストを算定し、標準コストを元に料金を定める方式。インセンティブ規制の一種で、事業者間の間接的な競争による経営効率化の促進を目的としている。）が適用され、適正な原価が客観的に決められているが、水道はそうっていない。
- 何か一つの基準をもって比較することは、事業者数が多過ぎて不可能ではないか。ある程度事業者数を少なくした上でないと有効な政策にはならないのではないか。

(3) 事業基盤強化（広域化の推進等）関係

- 1 水道施設の状況を正しく把握し、適切に維持管理し、必要な財源を確保するための水道料金の見直し等を実施するには、一定数の職員が必要である。

職員数の減少や職員の高齢化を踏まえると、水道業界全体において、人材の活用を図り、事業統合のみならず、経営統合や事務協力、地方自治法に基づく事務の代替執行、第三者委託（官官連携）等も含めた広い意味での広域化を推進する必要があるのではないか。

活用を図るべき人材は、大都市の水道事業体や、都道府県の用水供給事業体を中心に存在しているのではないか。

（p. 18～21）

- 2 現在の事業規模のまま施設の更新を適切に行いうる料金設定を行った場合、水道料金がきわめて高額になる市町村が出現しうるとの指摘もある。値上げ幅の圧縮の観点からも、広域化は有効ではないか。（p. 32、92、93）

- 3 また、官民連携も、水道事業体の人員や技術力の不足等の弱点を補うツールとして、民間企業の経営上のノウハウや技術的能力及び人材を活用する等の観点から有効と考えられる。

ただし、民間企業が参入意思を示すのは、初めから一定以上の事業規模を有し、採算性が期待できる場合に限られるのではないか。

（p. 96）

- 4 経営統合や事務協力、事務代行や官官連携等も含めた広い意味での広域化の推進を一層図るためには、職員が少なく広域化の検討を行う組織体力のない水道事業体を助け、また、関連水道事業体に広い視野を持って課題の検討をしていただけるよう働きかけるために、都道府県内全体を見渡して企画立案を行う立場にある都道府県が関与することが必要ではないか。広域化推進における都道府県の役割を強化すべきではないか。（p. 94）

- 5 なお、広域化を行う際には、効率的な水質管理やエネルギー効率の観点から、流域単位でまとまっていくことが望ましいのではないか。（p. 99）

【主なご意見】

- 広域化は、コスト削減を主目的とするものではなく、経営マネジメント力を持ったリーダーを確立し、将来の危機的状況を回避できるように体制を強化することが重要な目的。
- 人口減少社会を見据えた問題と大上段に捉えると非常に困難なイメージがあるが、単純に、昔の時代に戻すだけと考えればよい。例えば、財政的に余裕のある用水供給事業と余裕のない水道事業は統合させ、用水供給事業という事業形態のなかった時代の姿に戻せばよい。
- 手上げ式権限移譲に手を挙げてこないような都道府県の水道事業をどう基盤強化するかが大きな課題。（中略）都道府県がリーダーシップを取って指導することが好ましいと考える。
- 広域化等によって過疎地も含めた水道事業の事業基盤を強化するには、都道府県の役割が重要になる。そのため、都道府県の役割を後押しできるような制度を検討すべきであり、例えば、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画を市町村の要請がなくても策定できるようにすることが考えられる。また、第6条の市町村経営原則についても、普及率向上の時代には効果的だったと考えられるが、現時点では都道府県の関与を妨げることになっていないかと懸念している。

（４）施設規模の最適化関係

現行の水道法では、水需要が増加する場合に変更認可を受けることを求めている。今後は水需要が減少し、計画が過大となる場合も想定されるが、施設規模の最適化を促す必要はないか。（p. 36～38）

（５）過疎地域関係

限界集落をはじめとする、過疎地域における施設の老朽化への対応はどうあるべきか。飲用に適するよう水質を保つ必要があるが、施設更新を都市部と同様に行うのは、過大な設備投資となることもあると考えられるのではないか。（p. 101、102）

(6) その他

- 1 現在の「安全でおいしい水」を維持するためには、水質の確保は引き続き課題である。(p. 43～46)
- 2 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生や気候変動に伴う豪雨災害の増加が予測される中で、災害時の事業者間の連携など、水道事業における危機管理は、その重要性を増している。(p. 48～51)
- 3 水循環基本法に基づいて策定された水循環基本計画において、地下水の管理の必要性がうたわれているが、一方で地下水から水を汲み上げる専用水道が増えているとの報告もある。
なお、大口利用者ほど逡増する料金体系が一般に取られていること等が、このような動きの一因であり、結果として、水道事業者として大口需要者を失うこととなっているとの指摘もある。
(p. 55～58)